

## 社会福祉法人はるの里 2021年度 事業計画書

### 基本理念 ~大切にしたいこと~

- ・どんなに障害が重くても、社会の主人公として豊かに生きていくことや、そのための「力」を育むことを大切にします。
- ・障害のある仲間を人として尊重し、その人らしく当たり前に地域で暮らしていけるよう力を尽くします。
- ・障害のある人もない人も、ともに安心して暮らしていける地域社会をめざします。

### 基本方針 ~めざしていくこと~

- ・障害のある仲間の願いを大切に、生きがいと喜びを実感できる日中活動を創り出します。
- ・障害のある仲間や家族の願いを真ん中に、法人役員、職員など関係者みんなの力を寄せ合い、願いの実現をめざします。
- ・はるの里や障害のある人たちのことを地域に発信し、理解と支援をひろげ、多くの方々とつながっていきます。

#### **1 社会福祉法人はるの里**

##### **① 法人経営の原則遵守**

社会福祉法人はるの里定款第3条の「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。」

この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。」を2021年度の事業遂行する際に遵守する。

##### **② 法人の所在地**

京都市西京区御陵谷町7-1

##### **③ 法人役員**

|     |    |
|-----|----|
| 理事  | 6名 |
| 評議員 | 7名 |
| 監事  | 2名 |

2021年は理事・監事および評議員、解任選任委員役員改選時期にあたる。法人理念を継承発展させ、次世代を見据えた役員構成を構築する。

#### ④評議員会・理事会の開催

2021年度の評議員会は、会計年度の終了後3ヶ月以内に決算および理事・監事の選出の評議委員会を開催するほか必要がある場合に開催する。理事会は、決算書類および事業報告作成時期、次年度予算及び事業計画承認に関する開催のほか、理事の業務執行状況の報告や法人の業務執行に関わり必要に応じて開催する。

#### ⑤法人事務局会議の開催

理事会・評議員会開催時の議題と提案の整理と日常的な運営を円滑に行うために定期的に、また必要に応じて開催する。理事長・副理事長・所長の3人と、その都度、理事長が指名した法人役員または、職員により開催する。

#### ⑥地域とともに歩む

- ・地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民対象の講座や相談活動、行事などを開催し、積極的に地域住民との交流をはかる。
- ・具体的な計画として（コロナ収束が開催条件）西京社会保障推進協議会の「何でも相談会」で市民の困りごとの相談にのる。秋のはるの里まつりで障害者問題の啓発や地域住民との交流を図る。

#### ⑦40周年記念関連行事を計画する

##### 生活介護事業所はるの里の運営

###### ① 生活介護事業所の所在地

京都市西京区御陵谷町7-1

###### ② 定員・現人数

定員20人（契約人数19人） 2021年 4/1（予定）

###### ③職員体制

サービス提供職員配置（…常勤換算）

管理者1名（0.55人） サービスマネジメント責任者1名（0.45人） 医師1名（0.01人）

看護師1名（0.1人） 生活支援員 10名（7.3人） 運転手1名（0.6人）

4/1 当初（予）

#### **④ 事業開始年月日**

2009年9月1日

- ・2021年に事業更新の時期にあたる

#### **⑤サービスの目的**

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、排泄または食事の介護・創意的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を、利用者の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的におこなう。

#### **⑥運営方針**

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつ、きめ細かな生活介護サービスの提供をする。

( サービス提供時間)

毎月曜日から金曜日の午前9時30分より午後3時40分までとする。

( サービス内容)

- ①相談及び援助
- ②介護
- ③生産活動
- ④社会経験を豊かにする活動
- ⑤健康の維持・増進の活動
- ⑥食事の維持と提供
- ⑦創作活動
- ⑧送迎サービス

#### **⑦主な設備**

作業場兼食堂2 休憩室2 台所2 トイレ5 洗面所3 お風呂 相談室  
会議室 事務室

#### **今年度の法人及び事業所の重点施策**

##### **① 人材確保と育成**

- ・障害のある利用者の日中活動の充実と新規事業展開をするために人材確保と人材育成に力を入れていく。
- ・とりわけ、若い世代が力を発揮できるような力を育んでいく。そのために系統的な研修、実践に結び付く生きた学習を実施していく。職員各自が役割を持ち、企画立案、実行の中心となり成長していく。
- ・新規採用の職員を迎えた際は、新人職員育成計画にもとづき育成の支援をすすめていく。
- ・今後のはるの里を担う次世代継承の人材育成をすすめる。
- ・職員の福祉の専門性の向上をはかるため、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の国家資格取得を支援していく。具体的には、有資格者からの試験対策アドバイス講座開催や資格取得のための受講料一部負担をおこなう。

- ・実務経験など研修条件を満たしている職員は、サービス管理責任者、相談支援専門員の研修を受講していく。
- ・職員各々が生き生きと働き、将来にわたって働き続けることができるよう、キャリアパスに沿って力をつけ、階層が上がっていけるよう実施していく。また、必要に応じてキャリアパスを見直しよりよいものに改善していく。
- ・働きやすい職場環境の整備をすすめていく。職員から意見を聞き、できるところから処遇改善をすすめていく。

## ② よりよい実践を創り出していく

- ・障害のある利用者や家族の願いを大切によりよい実践を創り出していく。
- ・グループ構成の見直しの検討や願いにもとづいた新たな実践内容を取り入れていく。具体的には、3 グループ化実現を視野に入れて職員構成（体制）を整えていく。また、2021年度に実施するつもりで準備していた仲間が選べる「サークル活動」をコロナ収束状況に合わせて実施できるよう準備をしていく。
- ・宿泊を伴った取り組みを実施していく。
- ・仲間の願いに沿った個別支援計画作成と実現をすすめていく。

## ③ 新たな事業展開の準備をしていく。

- ・計画相談事業を担っていく。障害のある人たちが社会資源を活用しながらその人らしく地域で暮らしていく支援の構築をする。実施するために計画相談を担当する職員の配置、現場を担う職員構成の整備が必要となる。
- ・暮らしを支える事業の検討をすすめる。

## ④ 働きやすい職場に

- ・年間を通じて職員体制が安定できるようにしていく。2021年度は、
- ・就業規則や労基法にもとづいた働きやすい職場環境を整備する。
- ・アニバーサリー休暇はじめ、有休を全職員が同じように取得できるように働きかけていく。そのため職員体制を充実させる。
- ・職員の健康管理を充実させるために、健康診断の項目の拡充をすすめる。またインフルエンザ予防接種の一部費用負担をおこなう。

## ⑤ 災害対策

- ・はるの里が開所している際に自然災害（台風、地震等）が起きた場合の具体的な対応マニュアルを作成していく。災害対策の強化で食料や備品の整備とともに、災害と対応について学習をすすめていく。積極的に地域の避難訓練

に参加をしていく。

⑥ 40周年記念事業について

- ・はるの里40周年記念事業を職員を中心に事務局体制をつくり準備していく

⑦ 車両入替えについて

- ・10年経過の車両の購入をする。
- ・車いす対応車の検討をする。

⑧ 第三者評価の受診

- ・2020年度受診（2月）が緊急事態宣言継続中により延期となったもの。

2020年～2022年（補強）

**3年間計画**

1981年に、京都第一共同作業所「はるの里教室」として2名の障害のある仲間から出発をし、40年目を迎えます。2001年に社会福祉法人設立、2009年の生活介護事業に移行、2014年に土地取得と建物建設で現在の場所に全面移転をしました。「どんなに障害が重くても、社会の主人公として豊かに生きていくことや、そのための「力」を育むことを大切に」「障害のある仲間を人として尊重し、その人らしく当たり前に地域で暮らしていくよう力を尽くします」「障害のある人もない人も、ともに安心して暮らしていく地域社会をめざします」という法人理念を具体化するために、3カ年計画を作成します。

仲間を中心とした実践

- ・仲間の願いにもとづいた豊かな日中活動の実践を創り出す
- ・仲間の高齢化、重度化していく仲間たちへの対応ができるように、法人内で検討をすすめていきます。また、職員は専門的な力を持つために研修を受けていきます。
- ・暮らしを支えるショートステイ実施の本格的な計画をすすめます。

運営

- ・豊かな実践と職員の労働条件を改善するために、職員体制を安定させます。
- ・次世代を担う職員の人材育成をすすめます。
- ・全般的な職員の待遇改善をすすめ、将来にわたって働きやすい職場環境を整えます。
- ・法人として、地域住民の福祉ニーズを把握し、地域住民対象の講座や相談活

動、行事などを開催し、積極的に地域住民との交流をはかる。

### 運動

- ・地域福祉向上をともにすすめる団体や個人と連携し、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりをすすめる。
- ・保護者会や後援会、実行委員会が主催する「はるの里まつり」の機会に、法人・事業所として、はるの里や障害のある人のことを知っていただく企画を同時に開催していく。